

「暴力行為等処罰に関する法律」考

——「騙し打ち的悪法」——

萩野 富士夫

はじめに

治安維持法を基軸に重層的に整備・運用された戦前の治安法制のうち、治安維持法や戦時治安法令はGHQの「人権指令」の発動という外部の他律的圧力によってしぶしぶの廃止に至った。しかし、なお戦前の治安法制の一翼を担った治安法が敗戦による民主化と非軍事化の大改革のなかでも生き残り、現在においても労働運動や市民運動への抑圧取締という治安的機能を発揮しつづけている。その一つが、一九二六年四月に公布施行された「暴力行為等処罰に関する法律」である。戦後において数度の改正がなされたとはいえ、その根幹部分はそのまま残されている。

小論では、その起草立案過程に注目するとともに、政府当局の説明とは裏腹に治安法としての役割を戦前・戦後を通じて現在に至るまで一貫して果たしてきたことを概観する。

一 「暴力行為等処罰に関する法律」の制定経過

1 制定経過

「暴力行為等処罰に関する法律」（以下、「暴処法」と略す）の制定には、新聞報道を追っていくと、大きく二つの流れがあったと思われる。

一つは治安維持法案の審議のなかで、次期議会に暴力団取締の法案を提案する旨を言明したことである。治安維持法案に対する批判のなかに、まず眼前に跋扈する暴力団への対策を率先しておこなうべきという声の高まりに対

応して、治安維持法案を成立させるために司法省では次議会に暴力団取締の法案提出を約束することになった。一九二五年一月二三日付『東京朝日新聞』の「今議会に提出の「暴威取締法案」 暴力団の徹底的取締を期し親告を待たずして処断する 内務、司法意見一致」という記事は、これに関連したものである。「団体又は団体の名を以て暴行、脅迫、器物毀棄、及び之に関する行為を為したる者」に対し、刑法よりも刑罰を重くすることなどの「法案要綱」がまとまった。

もう一つは、労働運動死刑法といわれた治安警察法第一七条の撤廃要求に密接に関連して、暴処法案が浮上してきたことである。労働組合法案・労働争議調停法案・治安警察法第一七条削除という労働三法案について、内務省社会局案をもとに行政調査会で審議のうえ決定した原案を、二五年一月八日の閣議で承認した。その際、「社会局の原案に修正を加へた理由」に「階級闘争を努めて防止す」という方針があったとし、「十七条に規定するもの中暴行、脅迫又は公然ひ毀に関する処罰に付ては別に之に代るべき適當の一般的立法を為すことを攻究すること」となると、一月九日付『東京朝日新聞』は報じる。この「別に之に代るべき適當の一般的立法」が暴処法案になった。

翌二六年一月一六日付同紙が「治警十七条に代る二法律 労働争議調停法第十九条と暴威取締令を適用」と報じるように、暴処法案はすぐに具体化した。その骨格は、「労働争議の際にしばしば見る争議団代表の会社重役に対する面会強要その他多数を以てする暴行等はこの暴威取締法の適用に依り治警法と同様依然親告を要せざる罪としてこれを罰せらるゝこととなる」と観測されたのである。

その後、内務省社会局・司法省刑事局・内閣法制局の間で具体的な条文案が詰められていく。「第三条のせん動の字句で司法省では右字句を強き意味に局限してゐるに対し法制局側は「せん動」の字句は不明瞭であるから削除するがよいとの意見にて不一致なり」（同、三月二日付）などの問題が残されたものの、三月八日、「暴力団処罰法案」として閣議で決定され、衆議院に

提出された（同、三月九日付）。「せん動」の字句は、司法省が譲歩して削除された。

三月二〇日付の『東京朝日新聞』は、「厳罰主義に対する抗議」と題する社説できびしく暴処法案を批判した。

前議会には治安維持法があつた。今議会には暴力行為処罰法がある。いづれもしゆん厳なる刑罰をふりかざして、法の威力をもつて社会の憂慮を除かんとする点において、そのきを一にする。この法律および法案は、刑法以後の新しき罪といふよりも、むしろ刑法の罰則を生ぬるしとして、重刑をもつて国民を脅かし、もつて犯罪予防の目的を達しようとする、いはゆる厳罰主義の現れである。今日厳罰重刑の政治が行はれるなど、いふ事は、封建制度の昔の夢をくり返すやうなもので、これ程憲政の逆転はない。

これは『東京朝日』が突出しているわけではなく、当時のメディアにおいてほぼ共通した批判であった。大正デモクラシーの社会化という気運が高まるなか、政府はそれと一八〇度反対の方向で暴処法をつくろうとした。

2 法案の治安的性格とカモフラージュ

「公文類聚」（第五〇編・一九二六年・第三九巻 国立公文書館所蔵）によつて、暴処法案がどのようなものとして立案されたのかをみよう。

「暴力行為等処罰ニ関スル法律案」は三月二日付で、司法省主導ながら名義は内務・司法両大臣名で閣議に請議された（八日に「裁可」）。「法律案理由書」には、「団体的背景ニ依リ兇器ヲ携帯シ又ハ常習トシテ暴行脅迫又ハ強談威迫等ヲ行フ者及之ヲ援助スル者ハ我国現下ノ事情ニ鑑ミ相当重ク之ヲ処罰スル必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」とある。「我国現下ノ事情ニ鑑ミ」の解釈に労働運動・農民運動の高揚への危機感が含まれ、廃止されることが確実な治安警察法第一七条の代替として立案されていたことは、「参照」として治安維持法と「関東州ニ於テ財物刼掠ヲ以テ多衆結合スル者ノ処罰ニ関スル件」（二四年一月一四日）の条文が付されていることからわ

かる。後者は「公務員又ハ軍ニ抗敵シタルトキ」、いわゆる「馬賊・匪賊」取締の規定である。

このように暴処法案は治安法という性格を埋め込まれていたが、社会的な世論に配慮してその意図はカモフラージュされ、「暴力団取締法」としての理由づけが表面に出された。請議された暴処法案には参考資料として、二五年九月現在の「暴力団類別表」が付されている。「皇室中心国粹保存」を目的とする団体六八、「赤化防止思想善導」が一三、「正義任侠」が六となつてゐる。そのなかに「労働小作条件改善」を目的とする労働・農民団体五（京都四，大阪一）、「差別待遇撤廃」を掲げる水平社関係九（京都三，大阪四，岐阜・福岡各一）が含まれているが、それらが暴力団に比べて周縁的な派生的な存在であることを印象づけようとしているかにみえる。また、「暴力団体及団員数調」は府県別の調査で、二四八団体・三三八四三人となっている。それまでの刑法違反としての「暴力団員ニ関スル処分結果調」では、「懲役一年以上」八三人などある。

これに先立ち、二月二〇日に衆議院議員加藤十四郎らが「飾窓損壊行為制裁的立法ニ関スル質問趣意書」を提出した。「一朝不逞ノ徒出没スルニ当テハ最危険ニ瀕シ易キ憂ナキニ非ス」として、都市民衆騒擾・米騒動的なものに付随して発生するショーウィンドーなどの破壊行為に対する「制裁的立法」の制定を求めたものだが、司法・内務両大臣名の答弁書（三月二日付）は、立案中の暴処法案がそれへの対策となるというものだった（前掲「公文類聚」）。

なお、三月一日の日付をもつ司法省刑事局「暴力行為等処罰法律案理由書」（「返還文書」、国立公文書館所蔵）に、第一条に関して「騒擾罪及治安警察法違反罪トノ関係」に言及した説明がある。「本条ハ私益ノ保護ヲ目的トスルヲ以テ治安警察法第十七条違反ノ罪ハ目的罪ニシテ且本条ノ罪トハ其ノ法益ヲ異ニスルカ故ニ同法違反ノ行為ニシテ同時ニ本条ニ該当スルトキモ亦一個ノ行為ニシテ二個ノ罪名ノ適用ヲ受ケ結局本条ニヨリ処罰スヘキモノトス」となっている。ここから判断すると、司法省では治安警察法第一七条の廃止を想定していないようである。

暴処法の成立・公布後、八月二七日付で同法を植民地でも施行することが勅令で定められた。その理由として、「台湾ニ於テハ老鰻一派カ扁錐ヲ所持シテ暴力行為ヲ爲シ朝鮮ニ於テハ団体ヲ仮装シテ暴力ヲ振フモノアリ、関東州ニ於テハ内地ノ暴力団ノ分派カ横行スルコト顯著ニシテ樺太ニ於テハ其ノ虞アリ」と説明される（前掲「公文類聚」）。すでに独立運動を封じ込めた台湾では「老鰻一派」という暴力団の存在を、また州内の「馬賊・匪賊」の取締に目途をつけた関東州では「内地ノ暴力団ノ分派」の横行を暴処法施行の理由にあげている。一方、朝鮮においては「団体ヲ仮装シテ暴力ヲ振フモノアリ」と抽象的に書かれているが、それは民族独立運動への適用に余地を残しておこうとしたからであろう。

3 議会審議を通して

衆議院に提出された暴処法案の第一条は、「団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ、兇器ヲ示シ」とある。江木翼法相は本会議で「労働ナリ、他小作ナリ、其水平運動ナドヲ、此法律ニ依ッテ取締ル意思ガアルカドウカ、是ハ全クサウ云フ意思ヲ持ッテ居ラヌノデアリマス」と明言する（二六年三月一八日、『衆議院議事速記録』、第五一議会）。委員会審議でも暴処法案は暴力団取締を目的とすることが繰り返され、暴力団関係の資料が提出された。それは三月二〇日付の『東京朝日新聞』に「法の不備に基く 暴力行為の発生 暴力所罰委員会における 司法省の参考資料」として、掲載されている。「暴力団の沿革および発生の原因」として、冒頭に次のように記されている。

近時社会の各階層より蛇かつ視せられてゐる所謂暴力団はこれを大別すれば

- (イ) 壮士と称する政治ゴロ
- (ロ) 左傾若しくは左傾的思想臭味を有する不良者の集団
- (ハ) 三百およびその配下に属するもの
- (ニ) 博徒および侠客

右のうち博徒および侠客は既に徳川時代に端を発してゐるが他の団体は

主として大正八九年頃戦後財界の不況急進若は反動思想のぼつ発その他社会問題の発生に刺げきさせられ暴力的の直接行動により急速に事案を解決せんとする目的を以て漸次勢を助長するに至れるものである

ここでも「左傾若しくは左傾的思想臭味を有する不良者の集団」を暴力団の一つに数えているほか、つづく「現行法令の欠陥」でも「(口) いはゆる特殊部落民に対し冷遇するの習慣があつた所水平思想の発達により団体を背景として直接にきう弾せんとする弊風を生じたること」と水平社を位置づけるとともに、「矯激なる外来思想により特権若は有産階級に対し不平を抱ける徒にして直接行動にてその意を満さんとするの風を生じたること」として社会主義的団体・集団も視野に入れている。とはいえ、江木法相は治安警察法第一七条の代替とみなす見解を極力否定する。

委員会審議における質疑応答で政府委員として答弁に立った立石健輔刑事局長は、「本案ノ出来マシタ目的ト云ヒマセウカ、精神ト申シマセウカハ、主トシテ……「ユスリ」トカ「ゴロツキ」トカ云フヤウナモノヲ目当テニ拵エタモノデアリマス」と江木法相と歩調を合わせつつ、巧みにそこから一步踏み出した答弁をして、労働・農民・水平運動などの抑圧に適用可能な余地を残した。「同盟罷業トカ、或ハ何カ団体其モノ、色々ノ行動ヲ阻止スル、又団体其モノヲ取締ル、或ハ団体員ノ行動ヲ阻止スルト云フコトハ少シモ考ヘテ居ラヌノデアリマス、併シナガラ偶其団体或ハ団体員トナツテ居ル者ガ或ハ団体的ナリト称シテ、而シテ何カ之ニ該当スルヤウナ場合ニハ、是ハ之ニ当ルコトノ或ハ已ムヲ得ナイコトニナリハシナイカト思ヒマス」(三月一九日、『衆議院委員会議録』)と述べるが、隠された意図は後半部分にあった。

委員会審議では、質問者九人のうち七人までが労働・農民・水平運動の取締りに用いられるのでないかと懸念を示したが、政府側は暴力団取締を前面に掲げて押し切った。二回の審議で三月二二日にはほ原案通り可決し、二四日に衆議院通過、二六日貴族院通過のうえ、四月一〇日公布、四月三〇日施行となった。同時に提出された「労働組合法案」は成立しなかつただけでなく、その後も政府は消極的で日の目をみることはなかつた。治安警察法第一七条

に代る抑圧取締法だけ、逸早く成立させたのである。

なお、衆議院通過の際の付帯決議として「本案規定ノ暴力行為等ヲ検挙スルニ当リ、当局ハ須ラク其ノ運用ニ戒心シ苟モ人権蹂躪ノ非違ナキコトヲ期スベシ」としたものの、ほとんど何の効き目もなかったことは、その直後からの運用状況からも明らかである。

二 「暴力行為等処罰に関する法律」の運用状況

1 公布施行直後の説明

公布と同日の一九二六年四月一〇日、司法省刑事局は前述の「暴力行為等処罰法律案理由書」（三月一日）を改訂した「暴力行為等処罰に関する法律釈義」を作成している。ここでも「立法ノ理由」として暴力団取締を念頭に「法制上ノ不備」をあげ、「之ヲ取締ラムカガメニハ、親告罪ヲ非親告罪ト為シ訴追ヲ自由ナラシメ、其ノ刑ヲ重クシテ法ノ威力ヲ示シ、又新ニ法規ヲ設ケテ其ノ不備ヲ補ハサルヘカラス」という状況だったことを強調する。

司法書記官塩野季彦は憲兵練習所での講演（『暴力行為等処罰法釈義』、二六年五月）において、暴力団の横行という「犯罪の趨勢」に言及したうえで、「本法と多衆運動との関係」について、「労働者の争議に付ては新に労働争議調停法が制定せられ、其の同盟罷業の如きは既に公然之を権利として認むる今日に於て之を防遏するに刑罰を以てするが如きは、時代に逆行するものであつて夢想だも許されぬことである。小作争議に付ても同様であり、水平運動に付ても亦然りである。本法は決して此等正当なる目的を有する団体運動を阻止せむとして制定せられたものではない」と断言する。しかし、塩野講演のポイントは、「固より正当なる目的の運動と雖、狂暴の所業に及ぶものならば其の目的の正当なるの故を以て其の手段の非違を寛恕すべきものではない」とする点にある。「狂暴の所業」かどうかの判断は当局者にのみあった。

そして、廃止となる治安警察法第一七条の「犯罪行為は将来犯罪とせず放

任するものと速断してはならぬ」として、刑法の適用にとどまらず、「労働争議、小作争議に際し是迄治安警察法に依り処罰せられた暴行、脅迫にして本法の定むる特殊の態様を具備する場合に於ては本法に依り刑法よりも一層嚴重なる刑罰を科し得るのである」と明言する。暴処法の治安警察法第一七条の代替としての役割は明確だった。

『警察協会雑誌』一九二六年四月号に赤穴保（山口県警察部警務課長）が警察講習所でおこなった講演記録「暴力行為等処罰に関する法律に就て」が掲載されている（『警察教養資料』としてパンフレット刊行）。ここでも「暴力団の現状」、「暴力団発生の原因」などから論じつつ、「立法精神としては労働組合の如き正当なる目的を有するものは其の対象とせるものではないが、法文として成立した上では場合によりては本法に触るゝことありと云ふも又已むを得ないことであらう」とする。労働運動側の暴処法反対論を「誤解」とするだけでなく、それらが「違法性を有する行為をなす事あるべき事を暗に裏に認むるが如き矛盾を包含するもの」と反駁する。

施行を直前に控えた地方長官会議（四月二一日）において若槻礼次郎内相は、「現在のいわゆる社会運動中には現状に対する不満より往々にして常軌を逸し矯激にわたり暴行脅迫などの破壊的手段に出で延いて社会の平和を攪乱しその健全なる進歩発展を阻害するおそれあるが如きものあり、斯の如き運動に至つては嚴にこれを排除して社会の不安を一掃し共同生活の安全を保持しその健全なる発達を講ぜざるべからず」（『大阪毎日新聞』二六年四月二三日付）と訓示し、暗に暴処法の活用を促す。

四月二八日の司法官会同における江木法相の訓示では、暴処法について「敢て穩健なる一般社会運動を抑圧せんとするの趣旨に非ず……これが運用を誤るなからんことを期せらるべし」（『東京朝日新聞』二六年四月二九日付）と議会での説明に沿って慎重な運用を指示する。ただし、「穩健なる一般社会運動」と当局がみなさない「過激・矯激な社会運動」に適用する可能性を残した。

なお、この司法官会同の記事のすぐ隣に「暴力はく滅のポスター けふ市

内各所に張りだす」(警視庁)という写真付きの記事がある。一般社会向けには、警察が暴力団対策に熱心だという印象を与えようとしている。

2 施行直後の運用状況

議会答弁では暴力団取締を意識的に強調し、治安警察法第一七条の代替ではないとしながらも、暴処法は施行直後から治安機能を発揮した。一九二六年五月には折からの日本楽器争議で発動されるほか、京都府久世郡T村に発生した農民組合団体の「威力利用脅迫事件」を仕立て上げる。「京都府下の組合員が「何んでもない」様な言葉をとらへられて真ツ先に検挙され」(森義一『小作争議戦術』,一九二八年)た事件である。早くも一二月二日、この事件について大審院で次のような判決が下され、暴処法の争議適用にお墨付きが与えられた。

暴力行為等処罰ニ関スル法律ハ、団体ヲ標榜シ、之ヲ背景トシテ其ノ威力ヲ利用シ暴行又ハ脅迫ノ罪ヲ敢行スル者ヲ取締ル為ニ制定セラレタル法規ナルヲ以テ、仮令団体其ノモノハ正当ノ目的ヲ有シ常ニ暴力行為ヲ為サズ、又ハ団体員ニ不良ノ徒ナシトスルモ其ノ威力ヲ利用シ、暴行又ハ脅迫ノ罪ヲ敢行スルトキハ其ノ行為ハ該法律第一条ニ該当スルモノト解セザルベカラズ

八月には水平社への適用第一号となる沖野々事件(和歌山県那賀郡)で七人が検挙され、警察署での拷問に加えて、長期間の未決勾留もなされていた。第一審では二人に懲役四月などの有罪判決が出る。

二七年六月八日の大審院判決では、「数人共同シテ暴力ヲ用ヒテ他人ノ器物ヲ損壊シタル以上仮令被告人等カ労働組合農民組合ノ如キ合理合法的団体員ノ組合員ナリトスルモ暴力行為等処罰ニ関スル法律ノ適用ヲ免レサルモノトス」とされた。こうした司法判断を追い風に、暴処法は積極的に活用されていった。

日本農民組合新潟連合会第三回大会(二六年九月)で「近來暴力行為処罰法を社会運動農民運動に乱用し地主を訪問して声高き談話を交したるのみに

て暴力行為処罰法を乱用し」として「暴力法撤廃運動の決議」（社会局労働部『大正十五年労働運動年報』）がなされる一方で、大日本地主協会第三回大会（二七年四月）では奈良県連合会から「暴力行為等処罰に関する法律施行の件」が議題として提案され、「本会は左傾矯激の思想を排除せんことを期す」（『大阪朝日新聞』二七年四月二四日付）という決議が採択された。この対極の評価は、暴処法の治安法としての運用ぶりを如実に物語る。

大原社会問題研究所『日本労働年鑑』の暴処法に対する評価をみよう。一九二六年版では、「暴力行為処罰に関する法律案に於て当局は、一面に於ては如何なる団体と雖もこの法律に抵触するものは嚴重に取締る旨を宣明しつつ、あるが故に、之れ又治安警察法の変形したるものなりと解するも決して偏したる見解ではないと考へられ」、「労働運動に対しては従来よりもより統制されたる圧迫の加へられしものと観ぜざるを得まい」とする。二七年版ではもう一步進めて、「労働運動農民運動水平運動の益々盛になるを見たる政府当局がこれ等の運動を取締る必要上制定したるものの如く、一部からは解されてゐる。（中略）同法実施後この種の運動に適用さるゝこと頗る多いのは上記の見解を裏書きするもののやうに思はれる」とする。

司法省自身の評価をみよう。施行五か月後、暴処法の運用状況についての司法省談話が『読売新聞』に掲載されている（二六年九月二七日付）。「被害の事実を隠蔽せぬよう 暴力行為処罰実施の影響に就て」という見出しで、施行後、処罰すべき行為をなす者が著しく減少したという。暴処法は暴力団に「至大の打撃を与へ彼等は出来る丈け法に触れぬやう日常行動に注意を払つて居ることが窺ひ得られます」とし、さらに暴力団の解散も一八団体にのぼり、それには「本法の制定も予つて力あるものがある」とする。一般社会に向けて暴力団取締法としての性格が強調されているが、各種争議などに積極的に発動されていることには触れられていない。

二七年三月の『思想調査』第二輯では暴処法「実施成績と団体運動」をとりあげている。七か月間に起訴は一〇〇件・三一五人だったとして、「警察当局は本法所定犯罪の検挙に努力して居るにも拘らず斯様な結果を示して居

ることは、之等の犯罪が減少したため」とする。これらからは各種争議に関連した事件がどの程度あったのか不明だが、「団体背景利用暴力犯罪ニ於ケル団体別一覧」をみると、全二〇団体中、「暴力団隊」が七、「労働団体」が五、「農民団体」が三、「水平団体」が二となっている。「無政府主義系」による「掠」に言及しているが、それは「其他」かもしれない。また、第二輯では治安警察法第一七条の代替という批判に対して、治安警察法と暴処法は「取締の目的を異にして居る」と反駁する。二七年一月の大審院判決を引いて、「団体運動に際し発生した暴力事犯に対する本法の適用」の正当性も強調する。ただし、最後に「規定は非常に広汎なる範囲を包括し刑罰も相当重いものである故に之が適用に当つては被害の程度は勿論其の行為の齎した社会的影響及び犯人の悪性に注意し苛察に失せざることを要する」と慎重な運用を求めている。これは、「苛察」といえるほどに実際の運用がなっていることに当局者も逡巡するところがあったのかもしれない。

もう一つ司法省の内部資料『昭和二年昭和三年中に於ける思想犯罪の概況』（『思想研究資料』第一四輯、一九三一年一二月）によれば、二七年の暴処法による起訴者数は二一九人（労働争議九四人、小作争議一二三人）、二八年は五九人である。これは「思想犯罪」全体のそれぞれ二八%、一九%にあたり、「実に全数の二割五分を占め騒擾及傷害並に新聞紙法違反及出版法違反等の罪が順次に之に次いで居る」。施行直後から暴処法が積極的に発動され、思想犯罪取締の柱となっていることがわかる。

二八年四月九日付の『東京朝日新聞』に「暴力行為取締法 お門違ひの威力 社会運動にビシビシ励行」という見出しの記事が掲載される。「農民運動に伴ふ犯罪調査」に限定されているが、「犯罪数も次第に増加し来りその罪質も重くなつて来てゐる」として、「暴力行為取締法を非常に励行して居ること」に注目し、次のように記している。

本法はその制定当時の政府は、本法はいはゆる暴力団体の取締に適用するものでこれをもつて労働運動農民運動その他社会運動の取締には極力適用を差控ふべきことを言明して居るにも拘はらず地方官憲がこの立法

の趣旨をじょうり^マんせることである。特に現内閣成立以来各種の暴力団体所在に横行して居るのを取締官憲は動もすればこれを看過せんとするにあらざるかの疑ひを持たれる程本法の存在を忘却しながら一方労働農民運動には積極的にこれを適用してその検挙数の多きを誇示するの状さへ見ゆるといはれる。

この記事では暴処法による検挙を、二六年度は一八件・一九二人、二七年度（一〇月末現在）を一七件・三三一人としている。その多さの理由として「地方官憲がこの立法の趣旨をじょうり^マんせること」とするが、その側面もあるとはいえ、内務省・司法省がその積極的な運用を慫慂している点が多い。暴力団取締を約束して暴処法を施行した当局の食言に、「お門違い」と批判を浴びせた。

森義一『小作争議戦術』によれば、二七年度の暴処法による小作争議の検挙件数は四五件・三九二人で、小作争議関係犯罪全体の約三六%を占めるといふ。森は「法相の言明とは反対の、社会運動鎮圧法と化した感がある」とする。

なお、治安警察法第一七条の適用は一九一〇代後半に急増し、二〇年にピークとなった。その後、二〇年代前半は漸減傾向にあったが、二四年にやや増えて七六人の検挙を見ていた。この第一七条廃止という社会的世論の高まりに抗し切れなかったとはいえ、労働・農民・水平運動を押さえつけるための代替の法的措置の必要性は当局者にとって切実なものだった。

3 「仮借」なき運用

暴処法施行当初は議会審議中の政府説明にも配慮し、暴力団取締法のイメージを打ちだそうとしたとはいえ、実際には各種争議への発動を通じて治安法としての役割を担っていた。それは治安維持法の国内における当初の慎重な運用と重なるが、治安維持法が一九二八年の三・一五事件で本来の牙をむいたのと軌を一にして、暴処法も暴力団取締法というカムフラージュをかなぐり捨てる。

一九二八年四月二六日、内相は各府県知事宛に「暴力行為等ノ取締」について、次のような訓令を發した（「内務大臣決裁書類」一九二八年、国立公文書館所蔵）。

近時世態ノ実状ニ徴スルニ悪弊尙未ダ其ノ跡ヲ絶タザルヲ見ル即チ各種争議等ニ際シ多衆ノ威力ニ依テ強談威迫ヲ為シ或ハ事件ニ介入シテ暴行殺傷ヲ敢テスル等実力ヲ以テ事ヲ決シ去ラントスルノ事例二三ニシテ止マラザルナリ斯ノ如キハ国權ヲ蔑如シ立憲法治ノ精神ヲ蹂躪スルノ甚シキモノニシテ彼ノ矯激ナル思想ヲ抱持スル者ノ急進運動ノ防止ヲ要スルト同様深ク之ヲ戒メザルベカラズ各位ハ宜シク流弊ノ趨ク所ヲ察シ今後一段ノ注意ヲ払ヒ昂メテ犯行ヲ未然ニ防止スルト共ニ違反者ハ仮借ナク之ヲ檢挙シ以テ時弊ヲ一掃スルニ努力セラルベシ

これは新聞でも報道された。各種争議における集団による「強談威迫」を「国權ヲ蔑如シ立憲法治ノ精神ヲ蹂躪スルノ甚シキモノ」と敵対視し、「犯行」の未然防止と「仮借」なき檢挙の断行を指示している。三・一五の大弾圧から一気呵成に暴処法の適用強化を図ろうとした。六月の警察部長会議でも、「暴力行為等取締ニ関スル件」として未然防止と違反者の「仮借」なき「処断」が指示された（「種村氏警察参考資料」第六卷、国立公文書館所蔵）。

暴処法の治安法としての位置づけは、刑事法学会編『改正治安維持法积義』（一九二八年七月）の付録に「暴力行為等処罰法」が収録されていることから明らかである。

「思想檢察」の中枢を担った池田克（司法書記官）が、『現代法学全集』第四卷（一九二八年七月）に「暴力行為等取締法」を執筆している。ここでも「所謂暴力団の存在と其の暴威とが世間の注目を引き著しき不安の感念を惹起したことは何と言つても一つの大なる社会的事実と言はねばなるまい」とするように、暴力団取締法としての性格を前面に打ち出す。ついで、「暴力行為処罰法第一条の適用範圍が自ら制限を受くるものと考へるのである。即ち暴力行為処罰法は労働組合、農民組合の運動の抑圧、団結の破壊を目指してゐるものでもなければ、労働争議や小作争議にビシビシと適用せらるべ

き「騙し打ち的な悪法」でもないのである」と抑制的な見解を示す。

しかし、「仮令団体其ノモノハ正当ノ目的ヲ有シ常ニ暴力行為ヲ為サズ、又ハ団体員ニ不良ノ徒ナシトスルモ其ノ威力ヲ利用シ、暴行又ハ脅迫ノ罪ヲ敢行スルトキハ其ノ行為ハ該法律第一条ニ該当スルモノト解セザルベカラズ」という大審院判決（二六年一月二二日）を妥当な判断としたうえで、タテマエ的には労働・農民運動抑圧の法令でないとしつつ、実際には個別の事件に適用することを躊躇しない、というダブル・スタンダードの立場を鮮明にする。それは従来司法省の見解を踏襲するものだった。実際には「労働争議や小作争議にビシビシと適用せらるべき「騙し打ち的な悪法」となった。

「仮借」なき運用を正当化し、さらに拍車をかけたのは、大審院の判例であった。すでに三・一五事件以前に、団体の目的は正当であっても「其ノ威力ヲ利用シ、暴行又ハ脅迫ノ罪ヲ敢行スルトキ」は暴処法の適用は合法であるという判断が下されていたが、さらに取締・処罰要件の緩和・拡張がなされていった。一九三七年の『最新大審院刑法判例集』から、その拡張ぶりをみよう。

◎数人ノ共同暴行脅迫ト多衆ノ威力

暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条第一項ノ罪ヲ構成スルニハ必スシモ団体若クハ多衆ノ威力ヲ要スルモノニ非ス数人共同シテ刑法第二百八条第一項ノ罪ヲ犯シタルトキト雖モ同罰則ニ依リ処罰ヲ免レサルモノトス（一九二八年六月二三日）

◎暴力ヲ以テスル相手方ノ連戻ト団体ノ威力ヲ示シテ犯シタル暴行罪
 団体ノ威力ヲ示シテ交渉ヲ為シタルモ相手方カ之ニ応セス逃避セントスルヲ見テ強テ交渉ヲ継続センカ為暴力ヲ以テ相手方ヲ連戻シタル行為ハ団体ノ威力ヲ示シテ暴行罪ヲ犯シタルモノニ該当ス（一九三二年四月五日）

◎暴行ノ幫助行為

暴行ソノモノヲ容易ナラシムル行為ノミナラス暴行実行ノ意思ヲ強固ナラシムル行為モ亦暴行ノ幫助ナリトス（一九三二年八月三日）

◎数人カ暴行ヲ協議シ其ノ一人ヲシテ之カ実行ニ当ラシメタル場合

苟クモ二人以上ノ者カ共同シテ暴力行為等処罰ニ関スル法律第一条第一項ノ脅迫又ハ毀棄ノ実行ヲ謀議シ而カモ自己ハ其ノ実行ニ当ラス其ノ中ノ一人ヲシテ之ニ当ラシメタル者アルニ於テハ其ノ者ハ刑法第六十条ニ依ル実行正犯ノ責ニ任スヘキモノトス（一九三二年一月一四日）

◎自己カ小作権又ハ占有権ヲ有スル水田ニ他人ノ植付タル稲苗ノ引拔

其水田ニ自己カ小作権若クハ占有権ヲ有スルトスルモ稲苗カ他人ノ植付タルモノナルコトヲ知り該水田ヲ搔廻シ稲苗ヲ引拔キタル行為ハ暴行行為等処罰ニ関スル法律第一条第一項ノ犯罪ヲ構成ス（一九三三年六月一五日）

新聞でも「大審院新判例」として報じられたことがある。三二年二月，千葉県の農民運動に対する「たとへ立法の精神がどうであらうと労働，小作争議に限り本法を適用せずとの条文がない以上は多数の威力を示して相手の生命，財産，身体に害を加へた場合は本法で処罰することは当然である」（『読売新聞』二月一三日付）という判決である。「たとへ立法の精神がどうであらうと」は，被告側の「立法当時の議会で時の法相が労働争議や小作争議に本法を適用する意思がないと答弁してゐる」という主張に対する大審院の冷厳な棄却の論理であり，立法当時の議会説明を簡単に超越する。一九三〇年代前半までに労働争議・小作争議などにともなうほとんどの行動が暴処法違反と認定されるに至り，事実上，処罰を覚悟しない限り，争議などをおこせなくなった。

4 統計数値にみる運用の実態

内務省社会局労働部『労働運動年報』（一九二六年版～三五年版）によれば、暴処法による労働運動・農民運動の検挙者（水平運動への適用は不明）は一九三〇年に急増し、三二年をピークに以後は減少する。

表1 暴力行為等処罰法による検挙者数

	労働争議関係	小作争議関係
1926年	115人	192人
1927年	267人	392人
1928年	20人	213人
1929年	187人	209人
1930年	641人	487人
1931年	732人	428人
1932年	886人	522人
1933年	322人	402人
1934年	110人	99人
1935年	217人	254人

内務省社会局労働部『労働運動年報』各年版

司法省刑事局「暴力行為等処罰に関する法律違反事件に関する調査」が『思想月報』第二七号（一九三六年九月）に掲載される。三一年から三五年までの五年間の統計数値で、検挙数は三五年に最高となるが、これは同年五月以降の暴力団の一斉検挙を反映する。三四年を除き、いずれも四〇〇〇人前後の数値である。起訴者は三二年が最も多い。地方別にみると、「専ら農民運動関係に依る違反者の多数」あった新潟県と高知県が目立つ。ただし新潟県の場合は「経常的現象」とみなせるのに対して、高知県は三三年の全国農民組合による小作争議で一五一人の起訴者があったことによる。「東京、大阪、横浜等は都会地方たる性質上労働運動等に関し違反者」が相対的に多い。

表2 暴力行為等処罰法「処理区分件数人員表」

	処理（受理）		起訴		不起訴		中止その他	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
1931年	705件	3,863人	364件	1,317人	294件	2,347人	47件	199人
1932年	729	4,051	385	1,351	301	2,536	43	164
1933年	680	4,042	347	1,288	294	2,480	39	274
1934年	754	3,614	340	981	361	2,425	53	208
1935年	1,237	4,657	628	1,343	522	2,955	87	359

『思想月報』第二七号（一九三六年九月）

思想犯罪（労働運動，農民運動，水平運動，反動運動，その他に分類）と非思想犯罪に関する数値が興味深い。五年間で、「総数の、件数に於て一六・二％，人員に於て二八・八％に過ぎない」とするが，人員では三一年では四八・四％を最高に，三二年で三五・四％，三三年で三五・八％と高く，思想犯罪に対して積極的に発動されたことがわかる。三四年で九・三％，三五年で一〇・六％と激減するのは，弾圧・取締の強化による社会運動の逼塞化を反映している。運動別では農民運動関係が半分強を，ついで労働運動関係が三分の一強を占める。

表3 暴力行為等処罰法起訴事件の犯罪原因別人員表

	思想的犯罪					計	暴力団 その他	合計
	労働	農民	水平	反動	その他			
1931年	240人	348人	25人	0人	25人	638人	679人	1,317人
1932年	181	219	0	14	64	478	873	1,351
1933年	141	292	0	8	20	461	827	1,288
1934年	36	31	11	2	11	91	890	981
1935年	28	64	12	9	30	143	1,200	1,343

『思想月報』第二七号（一九三六年九月）

起訴事件中、犯罪行為別では「暴行」が最も多く、「脅迫、毀棄」を合計すると、第一条で全体の九四・二%に上る。犯罪手段では「数人共同」が全体の六四・六%に、ついで「威力」が二四・五%となる。

このように数値をあげた上で、次のように結論する。

之を要するに暴力行為法違反の数は或は社会的、經濟的情勢の如何に依り、或は檢察当局の檢挙方針の如何に依り、又思想犯罪関係の違反に付ては思想的運動の消長に依り或は所謂其の戦術の如何に依り多少の増減はあるべしと雖も（現に思想的犯罪関係の違反者の年々減少する大勢にあることは既に述べた）之を全般的に見るときは、少くとも現在のところよりして決して減少の傾向を辿りつつあるものであると考へ得られぬ。却つて所謂社会の寄生虫的存在の増加に比例して本法の違反者も亦増加するものに非ざるやと思料せらるるのである。

ここでは今後も暴力団取締のための必要性に言及してはいるが、なによりこの統計調査が『思想月報』に掲載されたことは、暴処法が治安法的機能を過去も将来も期待されていることを示そう。

また、三二年度の司法省刑事局「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反事件統計」ではより詳細な檢挙・司法処分の状況がわかる。処理（檢挙）総数は全体で七二九件・四〇五一人、そのうち「思想的犯罪」が一五五件・一一六八人である。内訳は「労働運動」五四件・四四三人、「農民運動」六四件・五二六人で、「水平」は一件・二人、「反動」は二件・一五人である。起訴の割合は「思想的犯罪」全体では九六件・四七八人で、裁判確定の状況は「思想的犯罪」の確定総人数三三〇人のうち懲役刑が一八四人（最高は「農民」の「一年以上」が二人）、罰金刑が一四三人である（禁錮刑はなく、無罪は二人）。

思想的でない「犯罪」は五七四件・二八八三人であるが、このうち「暴力団」関係は七四件・二八二人にとどまる。「統計要旨」では、「本年度ニ於テモ本統計ヨリ帰納シ得ル結論ハ檢察事務ヲ中心トスレハ捜査権発動ノ対象ハ思想的犯罪ナルモ確定裁判ヲ中心トスレハ科刑ノ対象ハ依然非思想的犯罪ナリトス」とされている（『齊藤実関係文書』、国会図書館憲政資料室所蔵）。

これらの統計数値からも暴処法の運用が、暴力団取締とともに農民運動と労働運動の抑圧取締としてなされたこと、それが三・一五事件後に加速したことは明らかであろう。

5 暴処法の行政警察的運用

一九三五年に刊行された思想検事長谷川瀧の『暴力行為処罰法令義解』は、他書とは異なり、「実務を主とし理論を従とした謂はゞ臨床学的的法律書」（「はしがき」）として執筆された。そこでは、「暴力掃蕩の方策は小さき鋏を用ひて樹木を枯死せしむる方法に依るのがよい。敢て其の根幹に大斧鉞を加へずとも主要なる枝葉を芟除し尽せば自ら目的を達する」として、「多衆運動の暴力化も個々の暴力的犯罪を平素より摘発禁遏して置けば未然に防止し得る」とする。「結語」では「暴力団員の如き者の為した職業的常習的犯罪が本法適用処断の対象中に少いこと」を認めたとて、「従来の暴力行為の検挙は其の焦点が意識的に特定方面に向けられてゐたものではない。全く行き当たりばつたりの検挙で、思想運動取締の結果、本法違反行為があれば序に検挙して置く、他の犯罪の検挙を試みたが目的通り行かなかつたので止むを得ず本法を適用して置く、といふ風なものが多かつたやうである」と運用の実際を率直に語る。つまり、暴処法は思想運動取締にとって使い勝手のよい、重宝な治安法として運用されてきたのである。

さらに「思想的暴力行為」の処分結果は起訴猶予・執行猶予の割合が多く、懲役二年以上のものはほとんどないという。「多くは軽微なものであつて重く罰する必要がない」とするのは、それでも争議の鎮圧には必要十分だからである。そのことを十分に意識しながら、暴処法の運用はなされてきた。

戦後の著作となるが、関之『労働刑法概論』（一九四九年）は戦前の暴処法運用を顧みて、「本法の運用の実情は、広く労働運動や小作争議の一切に亘りこれを行っている。本法は、一般労働刑法として特に重要な地位にある。労働運動に伴う暴力的犯罪にして、本法の適用なきものは殆んどない」と記している。議会審議や公布施行当初の暴力団取締法という側面はあっさり

後景に退き、治安法としての本領を存分に発揮することになった。「騙し打ち的な悪法」となったのである。

関の見解や長谷川の「全く行き当たりばつたりの検挙で、思想運動取締の結果、本法違反行為があれば序に検挙して置く、他の犯罪の検挙を試みたが目的の通り行かなかつたので止むを得ず本法を適用して置く」という運用の仕方は、暴処法が行政警察法令としての運用を本格化し、この方面からも治安法としての機能を果たしたことを意味する。労農運動抑圧の予防措置としての機能発揮である。

「行政警察参考法令」の一つとして娼妓取締規則・行政執行法・銃砲火薬類取締法などとともに暴処法が並列して位置づけられていることも（「種村氏警察参考資料」）、その間接的な証しといえる。争議などにもなう「思想犯罪」の「未然防止」がこの行政警察的運用であったが、具体的な状況は不明である。争議などでの予防検挙や予防検束にはこの暴処法違反が名目として活用されただろう。

もちろん治安維持法などに比べれば暴処法は「軽微な」治安法であったとはいえ、厳然たる思想犯罪の烙印が押されたことを、次の事例はよく物語る。

「昭和七年十二月仁西村小作争議ニ参加シ処罰暴力行為等ニ関スル法律違反ニ依リ略式罰金参十円ニ処セラレタル者」が入隊するに際し、陸軍では「思想上要注意者」（「密大日記」、一九四〇年）として監視の対象にしたのである。警察から陸軍側に通報がなされていた。

一九三〇年代後半には労働運動・農民運動も逼塞化させられたために、暴処法の登場場面は少なくなる。三七年四月二一日付の『国民新聞』は、警視庁労働課・調停課の調査として「注目すべき事項」の第一に、「従来の争議に見られた様な暴力行為等労働者の強力的抗争が影を潜めた事」をあげている。暴処法をも活用した抑圧取締の嚴重化により、「影」を潜めさせたのである。

戦時下においても、暴処法の運用が皆無になったわけでない。すべてが労働争議・小作争議関係ではないとはいえ、警視庁管下の検挙者数は一九四二

年に七五人、四三年に三四人を数える（『警視庁統計書』各年）。また、四三年末・四四年末の在監受刑者はいずれも七四人であった（治安維持法は四三年末が二三人、四四年末が三五九人、司法省『行刑統計年報』各年）。

三 「暴力行為等処罰に関する法律」の戦後への継続

1 敗戦時の存続

日本の敗戦にともない、戦時下の治安法令は廃止を迫られた。一九四五年九月二五日、内閣官房は各省に「戦時法令ノ整理ニ関スル件」（「公文雑纂」、一九四五年）を問い合わせた。一〇月四日のGHQ「人権指令」発令の前後、各省から回答がなされる。一〇月一日の司法省の回答は、治安法令全般について「直チニ廃止シ難モ可及的速カニ廃止スベキモノナシ」と非常に消極的である。一三日の内務省の回答は「人権指令」で廃止を指示されたもの以外は、「直チニ廃止スベキモノ」として「言論出版集会結社等臨時取締法」などの戦時法令をあげた。いずれも「暴力行為等処罰ニ関スル法律」はあがっておらず、廃止の意向がなかったことがわかる。

「政治的・市民的・宗教的自由に対する覚書」というGHQ「人権指令」の精神からすれば、暴処法も含め、戦前治安法令は当然すべて廃止されるべきものであった。「人権指令」では「政治的・市民的・宗教的自由に対する」治安法令として治安維持法や思想犯保護観察法などが例示されているが、廃止すべき法令はそれらに「限定せられず」とされていた。日本側はこの点を意図的に見落としてサボタージュを決め込み、暴処法の存続を図った。なお、警察庁刑事局調査統計官編『判例中心 特別刑法』「暴力行為等処罰ニ関スル法律」（一九七七年）は暴処法がGHQ「人権指令」によって廃止されたという主張を「失当」と一蹴する。

四五年一月に作成された「内務大臣答弁資料」という想定問答では、「治安警察法等廃止後ニ於ケル治安対策如何」という問に対して、政治運動・社会運動に伴って「派生致シマストコロノ不法行為ニ就キマシテハ旧来ノ法令

ニ依リマシテ嚴重ナル取締ヲ行フ積リデアリマス」という答が用意されていた。この「旧来ノ法令」の一つに暴処法が含まれていた。

ただし、戦後しばらくは暴処法の運用は抑制されていた。その理由として、宇佐美俊臣「『占領期』における暴力行為等処罰に関する法律の運用実態」(『刑事法学の新課題』、一九七九年)は、暴処法が立法当時の暴力団取締法という「一見市民刑法的な外観を呈していたこと」に加えて、「戦後『民主化』のなかで、戦前の運用に対する強い反省と警戒も求められた」ためとしている。

四五年一一月、末弘巖太郎を中心に立案された労働組合法案は、「労働組合の為にする組合員の行為について適用してならない法令として、刑法の次にわざわざ暴力法を挙げている」。また、四六年二月八日の警保局長通牒「不法行為の防止取締」では、「従来の如き『脅迫』概念を以ては之を律し得ず」と、暴力法適用の抑制を指示していた。この抑制的方針にもとづき、四七年の「二・一ゼネスト」の「暴民声明」以前、労働運動に暴処法の適用はなかった。それでも、「隠匿物資摘発運動」には発動(板橋造兵廠事件・川崎労働者市民大会事件)された(以上、宇佐美前掲論文)。

2 暴処法の本格的復活

警備法令研究会編『体系公安警備法規要説 警備活動指針』(一九五五年)は、暴処法の「制定の趣旨」を「当時の暴力団の横行に対処して公共の秩序を保持するために刑法の特別法として制定されたもの」としたうえで、戦後の運用について次のように記している。なお、戦前に労働争議・小作争議などに威力を発揮したことについては触れていない。

今次大戦後、従来の言論、集会等を想定していた諸法令が廃止され、大衆運動の拘束が解かれるとともに、労働組合の助成、労働者の団体行動権の保障が行われた結果として、大衆運動は次第に暴力的色彩を帯びるに至り、かくて本法は、昭和二十五年頃までは主として違法争議行為事件に適用された。しかるにいわゆるレッドパージにより企業内の不穏分子が排除されるに伴って、一般労働組合運動は次第に健全化の方向を

通り、本法違反事件の主体は、自由労働者、朝鮮人、共産分子等の中一部不穏分子に移行するに至った。(略)

本法のかかる性格よりして、民主社会における公共の秩序保持の上においてきわめて重要な地位を占めているのである。

暴処法の本格的復活、すなわち抑制的な運用から労働運動への積極的な適用の転換点となったのは、一九四七年の「二・一ゼネスト」である。宇佐美論文はそれを詳細にあとづけたうえで、「大衆運動を抑圧するためには、起訴したり有罪判決をうることは必ずしも必要ではないのである。指導者や活動的人間を逮捕（あるいは、勾留）しさえすれば、効果があることが多いのである」と指摘する。それは戦前の暴処法運用の具体的な状況として、「多くは軽微なものであつて重く罰する必要がない」とした長谷川瀏『暴力行為処罰法令義解』の見解と照応する。

宇佐美は前掲論文で暴処法の本格的な復活・発動について、次のようにも指摘する。

一九四八年頃から治安政策が本格的に抑圧的になり始めると、暴力法の適用は、急速に積極的になっていった。多衆威力、暴行、脅迫等の諸概念が著しくゆるめられた。そして、暴力法に与えられた特殊な機能が、数多くの事例（政府の政策遂行に障害となるような運動が多かった）において、発揮されるようになった。(略)

暴力法の適用は、「独立」以後、ますます積極的になった。一九五〇年代から一九六〇年代へと、新受理人員、起訴人員、起訴率とも飛躍的に増大し続けた。一九七〇年代にはいっても、これらの数はそれ程減少していない。

占領期後半は労働運動に対する「多衆威力、暴行、脅迫等」を理由とする弾圧が一挙に拡大した。「独立」以降、労働運動が「健全化」するにともない、暴処法の標的は「自由労働者、朝鮮人、共産分子等の中一部不穏分子」に向かっていった。

これに対して、暴処法を運用する側は当然ながら肯定の立場である。法務

官僚・検事の長島敦は「暴力行為等処罰に関する法律の罪」(『刑事法講座』第七卷、一九五三年)において、「わが国においては、現に暴力行為等処罰法の由来をなす社会状態は依然として緩和せられず、むしろ敗戦後のわが国において悪質の暴力行為は益々横行する社会状態」にあるとする。そして、「本法は威力を示すこと自体を処罰するのではないから、平和的な組合運動が本法の対象とならないことはいうまでもない。それが、暴行、脅迫、器物毀棄面会強請、強談威迫等の暴力行為をとまなうに至つた場合にはじめて本法の適用の可否が問題となる」とするが、この説明は、たとえば池田克の「暴力行為処罰法は労働組合、農民組合の運動の抑圧、団結の破壊を目指してゐるものでもなければ、労働争議や小作争議にビシビシと適用せらるべき「騙し打ち的な悪法」でもないのである」(「暴力行為等取締法」(『現代法学全集』第四卷、一九二八年)とすっかり同じものである。

また、警察庁刑事局調査統計官編『判例中心 特別刑法』「暴力行為等処罰ニ関スル法律」(一九七七年)は、「連合軍の占領下にあつて大部分いわば窒息状態にあつた暴力団が、独立回復とともに勢力を取り戻し、特に昭和32年以降、暴力団の大規模化とその活動の広域化に伴い、(略)一般市民に著しい社会不安の念を生ぜしめた」として、「暴力行為等処罰法は、その立法当初から暴力団という不良組織の対策にある」と強調する。そのうえで、「暴力行為等処罰法は労働運動・大衆運動を弾圧する目的を有するものでないことはもちろんであるけれども、具体的事案によっては本法を適用されることがあり得るのはいうまでもない」と位置づけることは、戦前における暴処法の表向きの説明と同一の論理である。

同解説は「暴力行為等処罰法は、その後約40年の間、改正されることもなく、刑法典の暴力犯罪に関する条規の特例を定めた司法刑法として大きな役割を果たし」と意義づけるものの、戦前および戦後の労働運動・農民運動などの抑圧に絶大な力を發揮してきたという治安法としての性格には一顧だにしない。それは、ふたたびの「騙し打ち」の論理というべきだろう。

さらに、同解説は「その濫用は慎まなければならないのは当然としても、

将来においてもこれらの運動に本法を適用すべき事犯がおおいことであろう」と予測するが、それは実際の労働運動・市民運動への抑圧取締として現在にまでおよんでいる。

（付記：小論は2009年2月13日、東京地方裁判所における「国労5・27臨大闘争弾圧事件」の弁護側証人としての証言をまとめたものである。）